

歯の相談室



あじま診療所 歯科衛生士
主任 中野 友理子

交通事故で前歯が折れました

基本的に交通事故による治療費は、健康保険適応外です。交通事故には、「自損事故」と「第三者の行為による交通事故」の場合があります。「自損事故」の場合、任意保険（損保保険など）に加入していなければ、健康保険で診療を受けることができます。

ただし、任意保険に加入していて、「自損事故」でも治療費の給付を受けることができる契約をしている場合は、健康保険よりも任意保険での治療が優先されます。「第三者の行為による交通事故（事故により怪我を負って被害者になった）」の場合、自賠責保険に強制加入していますので、傷害を負わせた相手に対して、限度額内の治療費が支払われます。歯科に受診した際には交通事故で、とお伝えください。

